

(案)

災害時における放流設備の応急対策業務に関する協定

独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所長（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、災害等において実施する応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震・風水害、大規模な事故災害及び故障が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という）に独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所（以下「機構」という。）が管理する洪水放流設備、低水管理用設備等（以下「放流設備等」という。）の応急対策を実施することにより、被害の拡大防止と、早期復旧等に資することを目的とする。

(業務内容及び対象施設)

第2条 甲が乙に対し実施を要請する災害応急対策業務は、機構が管理する放流設備等の応急対策を行うものとする。

2 甲が乙に対し実施を要請する災害応急対策業務の対象施設は、次のとおりとする。
ただし、甲は、乙と協議のうえ、対象施設を拡大できるものとする。

【浦山ダム】

① ●●放流設備（●●ゲート、●●ゲート、●●ゲート）

【滝沢ダム】

① ●●放流設備（●●ゲート、●●ゲート、●●ゲート）

(業務の要請)

第3条 甲は、乙に対して前条に基づく災害応急対策業務について実施を要請する場合は、被害の状況、対象施設、業務内容及びその他必要な事項を記載した書面により通知するものとする。

2 甲が急を要すると認める時は、前項の規定にかかわらず、電話その他の方法により、乙に前条に基づく災害応急対策業務について、実施を要請することができる。この場合において、甲は、実施要請後、速やかに乙に対して前項に定める書面を提出するものとする。

(契約の締結)

第4条 甲は、乙に対し前条に基づく災害応急対策業務の実施を要請し、乙が受諾した場合
には、別途契約を締結するものとする。

(連絡先名簿及び連絡体制表)

第5条 甲及び乙は、連絡先名簿及び連絡体制表を作成し、甲乙双方が確認するものとする。
また、変更が生じた場合においても同様とする。

(損害の負担)

第6条 災害応急対策業務の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰さない理由により第三者に対し損害を及ぼしたとき又は乙の雇用する労働者等に損害が生じたときには、乙はその事実の発生後、遅滞なく書面により甲に報告し、その処置については、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙は、災害応急対策業務の実施に伴い、乙の責に帰する理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は乙の雇用する労働者等に損害が生じたときには、乙がこれを負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由により損害が生じたときには、甲がこれを負担するものとする。

(協定の解約)

第7条 本協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、甲乙双方が書面をもって確認のうえ、解約することができる。

(疑義)

第8条 本協定に定めがない事項及び本協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 埼玉県秩父市荒川久那4041
氏名 独立行政法人水資源機構
荒川ダム総合管理所長 宮 川 省 三

乙 住所
氏名